

西条市学校適正規模・適正配置等審議会条例（案）の概要

当該条例（案）は、「地方自治法」第138条の4第3項の規定に基づき、西条市立小学校及び西条市立中学校の適正規模・適正配置等に関する事項を調査し、及び審議することを目的として、西条市学校適正規模・適正配置等審議会を設置するため、令和5年度3月議会で条例を制定しようとしているものです。

（条例の主な内容）

○所掌事務

西条市立小学校及び西条市立中学校の適正規模・適正配置・通学区域に関するもののほか、教育委員会が必要と認める事項について調査及び審議する。

○組織

審議会は、委員20人以内で組織することとし、委員は、学識経験を有する者、自治会の代表者、学校教育の関係者、児童又は生徒の保護者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

○任期

委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

○会長 審議会に、会長を置き、委員の互選によって定める。

○会議 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

○その他 審議会の運営に必要な基本的な事項について

○施行日 令和6年4月1日

（関係法令）

地方自治法第138条の4（略）

2（略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

